

「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等に関する検討会（第2回）

日時 令和6年12月13日（金）

【事務局】 予定した時刻になりましたので、早期の事業再生の円滑化に関する新制度の位置付け等に関する検討会の第2回会議を開会いたします。本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。第1回会議と同様に、最初に何点か事務的なご連絡をさせていただきます。

まずは、本日の資料についてご確認いただきたいと思います。本日の資料としては、資料1として議事次第・配布資料一覧、資料2として委員等名簿、資料3として第2回検討会資料を配布するとともに、参考資料1及び参考資料2を配布しております。資料3、参考資料1及び参考資料2については、後ほど会議の中で事務局から説明させていただきます。

続いて議事録の公開についてです。この検討会の議事録につきましては、後日法務省のウェブサイトで公開いたします。

ここからの議事進行につきましては、座長にお願いしたいと思います。それでは、座長、よろしくお願いいたします。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは早速進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、検討会資料について、事務局よりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは事務局から、検討会資料につきまして簡単にご説明させていただきます。資料3の第2回検討会資料をご覧ください。第1の1では、第2回検討会の趣旨等を記載しております。第1回検討会は、令和6年11月15日に開催いたしました。その後の11月25日には、経済産業省において、第4回小委員会が開催されており、その際の資料の一部については、本日の検討会でも、参考資料1及び参考資料2として配布しております。本日の検討会では、小委員会で示された資料や議論の状況を前提としつつ、第1回検討会と同様に新制度のあり方自体を検討・提言するのではなく、一步離れた立場から、小委員会で議論されている各論点についてご議論いただきたく存じます。

第2におきましては、本検討会で議論いただくことが考えられる具体的な論点として、1において、新制度を法的倒産手続とも事業再生ADRとも異なる第三の手続として位置

付けることについて、2において、新制度における手続保障について、3において、新制度における、金融債権者の多数決と裁判所の認可により反対債権者を含めた金融債権を権利変更することの正当化根拠について、4において、新制度と事業再生ADRの関係性について、それぞれ記載しております。

各論点に関する事務局からの説明につきましては、資料3に記載のとおりとなります。第3にその他に記載しているとおり、委員の皆様方におかれましては、第2に記載がない論点などについても自由にご議論いただければと思います。事務局からの資料の説明は以上です。

【山本座長】 ご説明ありがとうございます。早速討議に移らせていただきます。議事にあたりまして、事務局からご紹介いただきました、第2の1から4の論点について、順に取り上げていくこととさせていただきます。

まずは、第2の1の「新制度を法的倒産手続とも事業再生ADRとも異なる第三の手続として位置付けることについて」ですが、こちらにつきましては、資料3にもお示しいただいているとおり、第1回検討会においては、新制度は、事件が裁判所に係属せず、倒産原因の存在が裁判所で確定されることもなく、裁判所の関与が極めて少なく、金融債権者のみを対象とするなど、現行の法的倒産制度とは大きく異なっているということ、また他方で、対象債権者全員の合意ではなく、多数決及び裁判所の認可により権利変更されるという点において、私的自治を基礎とする事業再生ADRとも根本的に異なり、こうした新制度は第三の手続として位置付けられるのではないかという議論がされたところでした。前回の第1回検討会の後に開催された経済産業省の第4回小委員会では、新制度の内容がより具体化しておりますが、第1回検討会において議論したところと同様に新制度を第三の手続として位置付けること自体については、特段ご異論はないということでもよろしいでしょうか。あるいは、前回以降の議論等を受けて補足される点等がございましたら、ご発言いただければと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこちらの点については、前回議論したところから特段の変更はないということで進めさせていただきます。

続きまして、第2の2として、「新制度における手続保障の意義」についてどのように考えるかですが、この議論に入るに先立ち、第3点目としてご議論いただく権利変更の正当化根拠に関する問題との関係について、私から簡単に整理をさせていただければと存じます。

事業再構築小委員会の第4回委員会資料においては、新制度の正当性について、①新制度の必要性及び合理性、②対象債権について一定の集団性を観念できること、及び③新制度において一定の手続保障がなされていることを挙げ、新制度を正当化し得るのではないかとの方向性が示されているところです。もっとも、これら3つの要素は必ずしも同レベルの考慮要素というわけではなく、本検討会において、新制度における手続保障のあり方についてご検討いただくに当たり、議論の前提として、そもそも手続保障についてどのような位置付けで議論するかを整理しておいたほうが、議論しやすくなると思われまますので、私の理解しているところで恐縮ですが、差し当たり提示させていただきます。

まず①として示されている新制度の必要性は、新制度に関する立法事実に関する事由であって、そもそも新制度の創設について論ずる前提とも言えるものですので、この点については、第1回検討会においても特段異論はなく、小委員会での議論のとおりかと存じます。そしてその上で、新制度の手続としての正当性を基礎付けるものとして、③の手続保障が位置付けられると理解しております。ここでいう手続保障は、法的倒産手続であっても、事業再生ADRであっても、あるいは新制度のような第三の制度と位置付けられる手続であっても、手続としての正当性を基礎付けるベースとして要求されるものであって、「どの程度」の、そして「どのような内容」の手続保障が要求されるかは、それぞれの手続の位置付けや強制力の有無などによって自ずと異なるところとなろうかと存じます。そこでまさに現在構想されている新制度との関係で、どのような手続保障が必要とされるかが論じられるべきと思われまます。そして、以上のような手続としての正当性を基礎付ける手続保障が充足されていることを前提として、更に新制度が構想するように多数決による権利変更を伴う場合には、これを正当化する根拠が改めて必要とされ、小委員会においては、「対象を金融機関等が有する金融債権に限定し、当該債権者に一定の集団性を観念し得、その集団的意思決定として多数決を行うことには合理的な根拠があること」などが論じられていると整理できるのではないかと考えております。もちろん、権利変更の正当化根拠との関係でも、手続保障の有無、内容、形式、程度は当然問題となり得るところですが、権利変更の正当化根拠については、別途論点3として取り上げさせていただくこととして、ここでは、現在小委員会において構想されている新制度との関係で、その手続的正当性を基礎付けるためにどのような内容の、どのような方式での手続保障が必要とされているかという観点から、まずはご議論いただければと存じます。元より様々な整理があろうかとは存じまます、まずはそのような方向でご議論いただくということによろしいでしょうか。

それでは、第1回検討会においても、「まず実体的に保障されるべき利益が何かという問題が前提として存在し、次に、その実体的に保障されるべき利益を保障するための手続として、どのような手続保障が必要かということが問題になる」と整理されましたように、新制度における手続保障の前提として、債権者に実体的に保障されるべき利益は何かが問題となるところ、小委員会での議論においては、清算価値の保障に加え、計画の履行可能性も認可要件に加えるべきか等について議論が展開されております。これらについては、新制度において債権者に保障されるべき実質に関する問題であって、手続保障そのものではないとの見方もできるため、これを手続保障の枠組みで論ずるべきかについては、今後改めて整理する必要があるかもしれませんが、本日はここで債権者に保障されるべき実質についても、併せてご議論いただければと存じます。大変長くなりましたが、以上のような観点から、委員の先生方にはご意見をいただければと存じます。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。水元先生、よろしく願いいたします。

【水元委員】 今、座長からご示唆いただいたとおり、新制度の実体的な正当性に関わる問題と手続的な正当性に関わる問題は区別されるべきで、まず実体的な正当性に関わる問題については、清算価値を配れば足りるのか、それとも、もう一方の極として、継続企業価値を順位に応じて配らなければならないのかといった論点があるかと思えますけれども、最低限、清算価値を保障しなければならないというのは憲法上の要請として当然ということで、それ以上にどれぐらい配ればよいのかという問題があります。立法としては、例えば個人再生ですと、最低弁済額要件や可処分所得要件など、一定の額を配る計画でなければ認可されないといったような制度もありますが、しかし、それは個人再生では多数決の位置付けが低くなっているため、債権者自治が後退し、代わって裁判所ないし国の後見的な関与が強くなって、相当の額を配らないと認可しないという建付けになっているということです。結局は新制度が多数決にどのような意義を認めているのかが重要と考えられます。つまり清算価値保障原則は憲法上の要請として多数決で乗り越えることはできないけれども、継続企業価値の配分や最低弁済額などといったものは、本来は多数決で乗り越えることができるので、多数決にどれぐらいの重みを与えるのかで、新制度の認可要件は変わってくると思います。ともあれ、清算価値は保障しなければならないと思いますが、それ以上にどれぐらい配ればよいのかについては、多数決の位置付け次第で、いろいろな法制度があり得るのではないかというのが、私の意見です。

【山本座長】 水元先生、ありがとうございます。蓑毛先生、お願いします。

【蓑毛委員】 ありがとうございます。蓑毛です。座長に整理していただいた、債権者に保障される実質と、それを担保するための手続保障の内容について、必ずしも正確に整理できず、少し混ざってしまっているかもしれませんが、債権者に保障される実質について、私の意見を申し上げます。本日配布の参考資料1の概要②には、「対象債権者一般の利益」として「清算価値保障」ということが記載され、また、④には、裁判所が「清算価値保障」を審査するとありますが、私の意見は、これとは少し異なります。この新制度は、経済的窮境に陥るおそれのある段階、倒産前の状態にある債務者が対象です。会社更生手続や民事再生手続などの法的倒産手続においては、債務者が、現に経済的窮境にある段階、破産手続開始の原因となる事実の生じる恐れがある状態等に陥っていることを踏まえて、清算価値すなわち破産手続における配当率を保障すれば足りると考えられているわけですが、倒産前の状態にある債務者の事業再生手続において、債権者に保障されるべき実質としては、必ずしも清算価値では足りないと考えます。最終的に法律の定め方としては、事業再生計画の内容が対象債権者の一般の利益に反しないことに落ち着くのではないかと考えており、その判断は最終的に裁判所が行うことになるのだと思いますが、案件によっては、清算価値保障では足りないということもあり得ると考えております。

まとめますと、債権者に保障される実質として、対象債権者の一般の利益に反するものではないこと、これが保障されなければならず、その内容は、最終的には裁判所が判断することになりますが、事案によっては清算価値では足りないこともあり得ると考えます。また、計画が遂行される見込みについても、債権者に保障される実質として捉えるべきだと考えます。以上です。

【山本座長】 蓑毛先生、ありがとうございます。続きまして、鐘ヶ江先生、よろしくお願いたします。

【鐘ヶ江委員】 ありがとうございます。鐘ヶ江です。恐らく蓑毛先生がおっしゃっていることを、違う角度から申し上げることになると思っておりますが、私も、この制度の中で債権のカットまで行けるケースというのは、経済的に窮境に陥っている状態であること。つまり、個別執行を止めて集団的な処理に委ねないと全体的な効率が計れないという場面に限られるのではないかと考えています。その場合は個別執行を止めたことによって得られなかった価値、つまり清算価値が保障されるべきだと思っております。ただ、債務を全部払える債務者について手続が開始された場合の債権者の一般利益は清算価値ではありません。なぜならば、個別執行で得られる価値が清算価値とならない状態であるからではない

かと思えます。それを包含した文言というのが、債権者の一般利益ではないかと理解しています。

もう1点、文言中に過剰支援という言葉もありますが、どこまでの弁済を受けるべきか、カットがどれぐらい行われるべきかというのは、直接的に保障される利益というよりは、手続でどのような財産の評定がなされて、どのような計画を作るべきかということが手続上定められており、それに著しく反するとか、不適切に手続が行われないことが不認可事由に当たるという意味で、過剰支援にあたらぬような、つまりきちんと計算された実態BSに基づいた、もしくは事業計画に基づいた弁済がなされることが、間接的に保障されるのではないかと考えています。保障される実体と手続は、このような意味でもオーバーラップすると思っています。端的に不認可要件という意味では、一般の利益としての清算価値保障及び手続の計画が遂行される見込みがないとは言えないことという、民事再生法174条2項4号と2号のような定め方になるという理解をしております。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。加藤先生、よろしく願いいたします。

【加藤委員】 加藤でございます。同じことの繰り返しかもしれませんが、債権者に保障すべきものとしては、清算価値は最低限であると考えます。例えば清算価値さえ保障すれば、こういった制度を利用してもいいというわけではないと思うのです。つまり、この制度によって、清算価値と事業再生を行った場合の企業価値との間の中で、債権者の取分は額面よりは減るけれども、清算価値よりも多い取分を確保することができるということが、債権者の利益の観点からこの制度を正当化するために必要であると思えます。通常であれば、清算価値しか保障されない提案に対して、債権者は賛成しないと思います。そうであるにもかかわらず、清算価値を下回る提案が成立してしまうのは異常な事態であり、そのような異常な事態が発生することを防ぐという意味で手続保障を考える必要があると思えます。関連して気になっておりますのは、第三者機関による確認の中で、どこまで提案が洗練されるのかということです。もし、債権者は第三者機関の確認を受けた提案を受け入れるか拒否するかという二択しかないならば、どういった提案が第三者機関による確認を経て出されるかというのが非常に重要となります。第三者機関の確認の手続の中でどういった観点から事業再生計画案が確認されるかということに、債権者に保障すべきものの実質が現れてくるのではないかと考えています。清算価値が債権者に保障されるべきものであるということが、第三者機関による確認の中で清算価値だけ保障されていれば良いということに結び付くのは、制度設計として適切ではないと考えます。私からは以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。鐘ヶ江先生、お願いいたします。

【鐘ヶ江委員】 鐘ヶ江です。ありがとうございます。今、まさに加藤先生のおっしゃった手続は、今日の参考資料1の中に必ずしも詳しく書かれているわけではないので、少し私の想像が入ってしまうのですが、私は事業再生ADR手続のような手続が行われると理解をしてお話をしております。そうすると、この対象債権者集会と書かれている集会というのは、必ずしも出てきたものに賛否を問うという決議のための会議だけではなく、計画が出された後に、その計画に対して第三者機関が意見を出して、事業再生ADR手続でいう協議のための会議のような議論をする場があった上で、決議をするという順序で手続が進むのではないかと考えております。そういう意味では出てきた計画案にtake or leaveというわけではなく、中身について協議をする場がある。場合によっては事業再生ADRのように、協議のための会議を続行するような議論の場が実質的に確保されることが想定されていると考えています。そういうことを考えますと、先ほどの確認というものは、今まさに事業再生ADRで第三者機関としての手続実施者が行っている計画の内容の確認だけでなく、それについて債権者と協議をするところまでを含んだものであろうと考えております。そういう意味では手続保障として、十分な手続が行われると想定しているところです。ありがとうございます。

【山本座長】 鐘ヶ江先生、ありがとうございます。蓑毛先生、お願いします。

【蓑毛委員】 ありがとうございます。私も鐘ヶ江先生がおっしゃったとおり、新制度においては、事業再生ADRと同様の手続が行われるものと理解しています。鐘ヶ江先生からは、債権者会議についてご説明いただきましたが、それに加えて、事業再生ADRの際に作られる事業再生計画案に求められる内容と、手続実施者が確認する事項について確認しておきたいと思います。

まず、事業再生ADRの事業再生計画案では、資産や負債、それから収益や費用見込みに関して、いわゆる数値基準というものが設定されています。例えば3年以内に債務超過を脱し、3年以内に黒字化するための具体的方策、どういった道筋で事業再生を果たすのかという内容が計画に書かれます。また、債権者に支払う金額については、清算価値保障を満たすことは当然ですが、これに加えて債権放棄を伴う事業再生計画案の場合には、資産評価基準で資産評価された価格を基礎に、貸借対照表が作成され、その貸借対照表の資産負債の価格と事業再生計画案の収益費用に基づいて債務免除額が定められているというふうに、現在の実態バランスシートと将来の事業計画に紐付けた形で債務免除額が定めら

れるというルールになっています。おそらく、新制度もこのようなルールが採用されるものと理解しています。

手続実施者は、調査の前提として、債務者の事業の状況や、財務内容、法令上の問題点について、事業と財務と法務の各方面から調査を実施します。その上で調査に基づいて、債務者から提出を受けた事業再生計画案が法令に適合しているか、また公正かつ妥当で経済的合理性を有するかということ进行调查して、調査報告書で意見を述べることになっています。また、事業再生計画案について、実行可能性があることについても確認をして意見を述べることになっています。

鐘ヶ江先生がおっしゃったように、手続実施者は債権者会議の場で調査の報告を行い、債権者が「それは違うのではないか」ということであれば、債権者会議の場で意見を述べるができるようになっており、その意見を受けて債務者は事業再生計画案を修正することもできるという仕組みになっています。今申し上げたような仕組みを鑑みれば、手続保障の内容として十分ではないかと考える次第です。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。蓑毛先生のほうから、債権者に保障すべき価値の実質と手続の問題が若干不鮮明であるという指摘がございましたが、まさに私の意図していたところは、先生方にご議論いただいたとおりです。この手続をもって債権者にどのような価値が配分されるべきなのかということ、これが実質の問題としてあって、それを確保するためにどういう手続が必要になってくるかということが論じられるべきではないのかということをお願いしたところでした。清算価値が保障されるべきことはミニマムであり、状況によっては、それにプラスアルファが必要とされることがある。そのための手続として、第三者機関の関与の中で、裁判所が判断するための十分な情報提供がされる、あるいは債権者が自らの意思を債権者会議において述べる機会が十全に与えられることが必要とされ、それによって手続的にもその実質が担保されることになるといった議論の流れと理解させていただきました。水元先生、そういった理解でよろしいでしょうか。

【水元委員】 はい。

【山本座長】 ありがとうございます。そうしますと、ひとまず先生方の意見を伺ったところ、まず清算価値が保障されなければならないことは、ミニマムとして必要とされるが、清算価値さえ保障すれば、それで足りるというわけではないということは、ほぼ共通した認識であろうかと存じます。

その上で蓑毛先生と鐘ヶ江先生からは、計画の遂行の見込みがないわけではないことが



要件となってくるだろうというご指摘がございました。経産省の小委員会においては、これを認可要件に入れるべきという意見と入れないという両論があったと思いますが、これについてご意見がありましたらお願いいたします。蓑毛先生、どうぞ。

【蓑毛委員】 私の先ほどの発言について、具体的な場面を想定して、補足させてください。この新制度においては、第三者機関の関与が手続保障の重要な役割を担います。ところが、第三者機関が調査をした結果、実行可能性がないと判断したにもかかわらず、多数決で権利変更を押し切ったような場合でも、裁判所において、履行可能性が審理の対象にならず、即時抗告の対象にもならないというのでは手続保障に欠けると思います。前回、第1回会議では、そのような問題意識から、第三者機関の関与の仕方について、手続保障の一部として直接的に取り入れてはどうか、具体的には、多数決がされて可決された後に、裁判所の認可の申立てをする際に、手続実施者が実行可能性も含め、法令適合性ありとの判断をしたことを、認可申請をするための手続的要件にしてはどうかということを申し上げました。そうであれば、手続保障として十分と考えたのですが、今回配布された参考資料1によれば、経済産業省の案において、第三者機関の意見は、あくまでも参考意見であり、裁判所に提供する資料あるいは債権者の判断に資するための資料という位置付けでしかないようです。そうだとすると、遂行される見込みがないと言えないことを、裁判所で審理の対象にすべきと考えます。以上です。

【山本座長】 蓑毛先生、ありがとうございます。続きまして、水元先生、お願いします。

【水元委員】 私も結論としては、蓑毛先生と同じように、遂行される見込みがないと言えないことを、認可決定の要件にすることに賛成します。清算価値以上のものをどこまで認可決定の要件として保障するのかという問題とも関わりますが、ここでも結局は新制度が債権者自治の手続なのか、より後見的な手続なのかということになるかと思います。仮に債権者自治の手続だということを推し進めると、十分な情報開示のもとで債権者団体が多数決でOKと言った以上は、認可決定の要件としては例えば清算価値保障原則のような多数決で乗り越えることができないものだけが残し、遂行の見込みがあるかは、債権者団体の自律的な決定に委ねられてよいのではないかと思います。しかし、新制度は第三の手続ということで、金融システムの安定化という公共的な目的を持っているので、法的倒産手続よりも後見的な手続であると考えられます。そうしますと、法的倒産手続ですら遂行の見込みが認可要件になっている以上、新制度で遂行の見込みが認可要件になっていな

いことはバランスが取れないので、遂行の見込みが認可要件になるという方向には賛成で  
ございます。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。鐘ヶ江先生、お願いします。

【鐘ヶ江委員】 ありがとうございます。私も水元先生のおっしゃるとおり、民事再生  
手続で遂行可能性が認可要件として求められているということとのバランスで、遂行見込  
みがないということについての不認可要件というのは入れておくべきだと思います。ただ、  
経済産業省の委員会資料にも迅速性に配慮してという文言がありましたが、現在の裁判所  
が遂行可能性を民事再生手続でどのように判断しているかという、1から事業計画を確  
認するということまではしていないのではないかと思います。また、第三者機関には会計  
士も選任され、これらの専門家が事業再生計画を確認して意見を述べるのが準則として  
定められている以上は、こういった文言となるのかはともかく、裁判所の手続として、第  
三者機関が適切な手続を経て事業計画を確認して遂行可能性に意見を述べたのかどうかと  
いうところをまずは確認するということが主な確認事項となって、1から遂行可能性を確  
認するという重い手続ではないのではないかと理解しています。かかる理解を前提として、  
私も遂行される見込みがないことは不認可要件でよいのではないかと考えている次第です。  
それは文言として確認なのか配慮なのかということとはともかく、実態としてはそのように  
考えている次第です。

【山本座長】 ありがとうございます。少し確認させてください。鐘ヶ江先生のご発言  
も、遂行可能性を認可要件に入れたほうが良いということを前提に、その認定にあたって  
は、第三者機関の確認などを重視して、裁判所が一から判断するという重い手続にすべき  
ではないという趣旨でよろしいでしょうか。

【鐘ヶ江委員】 はい。

【山本座長】 ありがとうございます。よくわかりました。加藤先生、お願いします。

【加藤委員】 加藤でございます。民事再生手続では計画が遂行される見込みがないと  
いうことが不認可要件になっていますが、裁判所にどのような判断をすることが期待され  
ているのか、実際に裁判所がその期待に込えているのかが非常に重要であると思いま  
す。裁判所に求められるのは計画が遂行される見込みがないか否かの確認であると、それほど  
立ち入った判断は行われてないように思われます。そうすると、実質的には先ほど鐘ヶ江  
委員がおっしゃったような、第三者機関による確認手続の中で、こういった意見が出され  
たか、それに対して第三者機関と債権者集会でどこまで実質的な意見のやり取りがあつて、

こういった手続を経て決議が成立したのか等の手続の審査を通じて計画が遂行される見込みがないにもかかわらず決議が成立したような場合は認可してならないという趣旨のものであれば設ける意味があるような気がします。私も若干考えがまとまっておりませんが、以上です。

【山本座長】 加藤先生、ありがとうございます。

【鐘ヶ江委員】 先ほどの自分の発言への補足です。民事再生手続における174条2項の2号、計画が遂行される見込みがないときが不認可要件ですので、「ない」とはいえないという判断が裁判所に求められる手続だということを文言としては前提にしており、遂行の見込みがあることを、認可要件としているという趣旨ではないというところが文言上の違いとして認識しているところです。

【山本座長】 ありがとうございます。

【水元委員】 私もそういう前提です。少し言葉足らずで、遂行の見込みがあるということを経済的な認可要件だというような表現になってしまいましたが、鐘ヶ江先生がおっしゃったとおりの趣旨です。

【山本座長】 了解しました。各先生とも、遂行可能性に関することを認可要件に入れることには賛成であるが、積極的に遂行可能性があるということまでの立証を求める趣旨ではなく、民事再生などと同様に遂行可能性がないことが明らかではないといった形で要件化するといった方向性のご意見かと理解しました。

議論のほうで債権者に保障される実質、そしてそれを反映する形で認可要件の話に移ってくる中、清算価値の保障、および計画が遂行される見込みがないわけではないことを要件とすべきという方向性が示されてきたかと存じますが、それ以外に認可要件として取り上げるべき事項についてご意見がございましたらご指摘をいただければと存じますが、いかがでしょうか。蓑毛先生、よろしくお願いします。

【蓑毛委員】 参考資料1にもありますが、手続や決議事項が法令に違反したり、決議が著しく不公正といったことは、不認可要件として入れたほうがいいと思います。

【山本座長】 ありがとうございます。経済産業省の小委員会で挙げられているように、手続あるいは決議事項が法令に違反すること、それから決議自体が著しく不公正であるということも不認可事由としてあげるべきだということですが、他の委員はいかがでしょうか。水元先生、お願いします。

【水元委員】 私も蓑毛先生に賛成です。少なくとも民事再生と同じ程度の認可要件は

必要だと思っています。先ほども申し上げましたとおり、新制度は法的倒産手続よりも後見的な手続だというのがその理由です。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。鐘ヶ江先生、お願いいたします。

【鐘ヶ江委員】 鐘ヶ江です。法令違反であるとか、著しく決議が不公正だという点は、私も同じ意見を持っています。その上で今回、第三者機関によって確認される意見や内容がこの法令に入るのか入らないのかということが、どのような建付けで定められるのかが関係するかと思います。先ほど私が間接的に保障される手続と言ったのは、法令で手続なり準則が定められて、法令に違反しないという中にその適合性が読み込めるとして申し上げました。新制度で、反対する債権者を拘束するということまで考えた場合に、法令ということで間接的に読み込まれるものではあるけれども、裁判所として必ず意見を言わなければならないなかったり、確認を取らないといけないなど、認可要件として何か別出しするものはないのかということは若干気になっているところです。

【山本座長】 どうもありがとうございます。ただいま鐘ヶ江先生にご指摘いただいた点、大変貴重なご指摘だと思います。手続や決議事項が法令に違反すること、特に手続に違反することを不認可事由とした場合に、軽微な手続違反、例えば第三者機関の資料提供等について、一定の規定が設けてあるけれども、それについて軽微な違反があったことをもって、直ちに不認可事由とするかどうかというところは、また問題になってくると思いますが、鐘ヶ江先生がおっしゃった形でどこまで読み込むのかということは、運用の問題あるいは解釈の問題になってくるかもしれません。

【鐘ヶ江委員】 一つだけ補足してもよろしいでしょうか。私の言葉足らずなところがあつたら申し訳ありません。前提としては、民事再生法の174条2項を見ているので、「軽微なものがあるときはこの限りでない」などの規定ぶりについても、私はこのまま認可要件に入れておくのだろうと思っておりました。

【山本座長】 ありがとうございます。要件として軽微な違反についてはこの限りではないと書くのか、あるいは当然にそうした趣旨であると理解するのか。いずれにしても、重要な手続違反がある場合に不認可事由になるという趣旨で理解するというところでよろしいでしょうか。

【鐘ヶ江委員】 はい。174条2項の各不認可要件についての文言を参照しながら申し上げていましたので、同じものを想定しておりました。その上で、手続というものの中に、様々な事前の第三者機関による確認や協議、計画の前提として踏まえないといけない

数値基準等々、法令や準則の中に規定されるものがあると思いますけれども、その中で特に大事なものとして、ここに裁判所の確認を要する認可事由、不認可事由として挙げておくべきものはないのかというところが気になった部分です。繰り返しにはなりますが、民事再生手続は民事再生法に基本的な手続が全て書いてあるので、認可要件に手続違背と書いてあれば原則として民事再生法を見ればいいのですが、例えば、事業再生ADRを念頭に置くと、ADR規則みたいなものが手続に準則として取り込まれることになると思います。それを全部、手続が法令に違反しないというところで読み込めむのかどうか、また、特に重要なものを認可要件・不認可事由として挙げておく必要はあるのかないのかというところが気になっています。

【山本座長】 了解いたしました。ありがとうございます。先生方のご意見を伺いますと、清算価値保障原則、計画が遂行される見込みがないことに加え、小委員会でも議論されているような手続が法律に違反すること、それから決議が著しく不公平・不公正であることを不認可事由とするのが妥当であろうというご意見が多かったように思われます。ただし、前提となる第三者機関の関与や手続、数値基準等との関係で、どこまでが手続違反に読み込まれるのか、あるいはそこから何かを抽出をして個別的に不認可事由として挙げるべきなのかという点については、さらに検討すべき点があるというご指摘もあったところかと存じます。これらの点は、経済産業省の小委員会でも確定的な結論が出ているわけではないと思いますので、そういった問題もあるというご指摘をいただいたというところで、本日の段階では進めさせていただければと存じます。

【鐘ヶ江委員】 一つだけお伝えしてよろしいですか。不認可要件について何を前提に考えたかという点、反対の債権者が法的に拘束される決定になりますので、その債権者が裁判所でどのような点について意見を述べる機会があるのか、その機会が保障されているのかということが気になり、問題提起させていただきました。

【山本座長】 具体的に問題意識をお示しいただき、ありがとうございます。そうした点も踏まえて、さらに今後検討すべきであるというご意見があったということで、本日は進めさせていただきます。

それでは続きまして、第2の3「新制度における、金融債権者の多数決と裁判所の認可により反対債権者を含めた金融債権を権利変更することの正当化根拠について、どのように考えるか」に移らせていただきます。こちらにつきましても、資料3に示されておりますとおり前回検討会後に開催されました、経済産業省の第4回小委員会では、権利変更の

正当化根拠と対象債権の範囲について具体的な議論がされ、新制度の対象となる金融債権者の範囲については、引き続き議論されることが想定される状況ではありますが、前回の検討会と小委員会における議論状況も踏まえて、権利変更の正当化根拠についてどのように考えるのか。特に新制度における対象債権者の範囲については、事業再生ADRと同様の範囲とすること、あるいは事業再生ADRよりも限定することなど、様々な方向が想定されると思いますが、それぞれの場合に、その集団性を認める根拠、あるいは権利変更の正当化根拠としてどういったことが考えられるかが問題になるところとなります。そこで、対象債権者による多数決と裁判所の認可によって、金融債権等について権利変更を行うこと、ないしは権利変更の拘束力を及ぼすことの正当化根拠及びこれと関連して対象債権者の範囲についてご議論いただければと存じます。

まずは正当化根拠に関して、第1回検討会において水元先生よりご発言いただいた点について、若干の補足をいただけるとのことですので、補足と併せて、これらについて水元先生のほうからお考えをお示しいただければと存じます。よろしく願いいたします。

【水元委員】 承知しました。権利変更の正当化根拠ということで、新制度というのは、結局は金融システムの安定化という公共的な目的を持つ、第三の制度という位置付けになっておりますから、新制度における権利変更の正当化根拠につきましても、金融システムの安定化というロジックから説明するのが説得的なのではないかと考えております。

例えば、あり得る権利変更の正当化根拠の説明の仕方としましては、第一に、金融機関というのは、金融システムの安定化に対して公共的な役割を担うプロ集団であるため、新制度との関係では団体性が認められるということです。団体性が認められる以上は、多数決によって反対債権者や不参加債権者も拘束されるといった説明が考えられるということです。第二に、もう一つの説明の仕方としましては、金融機関は金融システムの安定化について公的な責任を負っています。したがって、新制度の手續に参加する義務ないしは責任があります。こういった参加責任がある以上は、一定の手續保障のもとでなされた認可決定の形成力というのは、反対債権者、不参加債権者も含めて妥当するといった説明があり得ると思います。もっとも金融機関と言っても、信用創造を付託されている銀行と、そうでないノンバンクというものでは、公共的な役割に質的な違いがあることが明らかですから、新制度の対象債権者をノンバンクなどに広げるといような場合には、第一の団体性による説明よりは、むしろ第二の金融機関の公共的な責任による説明のほうが有望なのではないかと考えております。私の考えは以上になります。

【山本座長】 水元先生、ありがとうございます。新制度における権利変更の正当化根拠について、考えられる2つの方向性をお示しいただきました。他の先生方から何かご意見があれば、お願いいたします。鐘ヶ江先生、お願いします。

【鐘ヶ江委員】 水元先生のほうから、集団性という話がありましたが、私が認識している集団性というのは、権利変更の正当化根拠だと思います。先の話とも関係しますが、権利変更が必要となるような局面、つまり個別の執行を止めて集団的に処理をしないといけないような経済状況に陥っている債務者に対する債権者というところまで局面を限定してみるべきではないかと理解しております。そうすると、一つの債務者に対して与信を提供しているプロの金融集団という意味でも集団性が認められます。もう一つは、商慣習として、これまで事業再生ADRという形で、金融債権者の集団的な処理が行われていますが、その中でもいろいろな貸付条件があるものを、金額ベースでの議決権を認めたり、非保全債権は非保全債権として一つの集団として扱って手続を進めるといった実務も形成され時間も経っておりますので、そういった意味での集団性というのは、このような局面において広く認められるのではないかと考えております。

もう一つはプロ金融機関の話がありました。金融システムの安定化というところから出てくる信用創造についてですが、穴戸先生のご意見書でも出ておりましたが、確かに信用創造というと、預金を取り扱っている金融機関特有の機能ということになり、かなり小さな政策目的になるのではないかと理解しております。ただ、今回の新制度の経済・金融政策目的というのは、信用創造というよりも広く、金融債権を持つことで与信を業として行っている金融機関が窮境に陥っている債務者に関して、これを集団的に取り扱って事業の再建のために権利関係を調整するという、与信業務ともいえるべき金融機能を重視するのではないかと理解しておりました。そういった経済・金融的な政策目的という観点からすると、預金を取り扱っている金融機関だけではなく、現在の事業再生ADRに含まれている対象債権者のような、ノンバンク等まで広がる与信を業として提供しているプロ金融機関といったところまで、その政策目的の対象には含まれ得ると理解しています。実際にこういった目的でこういった主体に着目するのかという点で、範囲については若干議論の余地があるとは思っています。ただ、方向性としては広く、経済・金融的な政策目的ということを見るべきではないかと思いました。以上です。

【山本座長】 鐘ヶ江先生、ありがとうございます。蓑毛先生、お願いいたします。

【蓑毛委員】 これは非常に難しい問題だと思いますし、私自身考えがまとまっていま

せん。新制度は、倒産状態に陥っていない債務者を対象として、反対する債権者を拘束して強制的に権利変更するという、非常に重大な効果を伴うものです。債務者が倒産状態にあるのであれば、債権者が一丸となって破産を回避することに共通の利益があり、多数決での拘束に正当性が認められやすいと思いますが、新制度はそうではありませんので、その正当化根拠については慎重に考える必要があるようにも思われます。このような観点からは、正当化根拠としての集団性が認められる対象債権者の範囲としては、極めて強い公共性を有する預金取扱金融機関を中核として、それと同視できるような債権者を加えるというように狭く捉えるべきとの考え方もあり得ると思います。

一方で、鐘ヶ江先生もおっしゃっていたように、新制度は事業再生ADRと同様の手続・ルールに基づき行われるものと思われます。事業再生ADRであれば、先ほど申し上げた債務免除額の定め方のルールからして、実態バランスシートを作って、資産超過であれば債権カットをすることは考えられません。だとすると、新制度が倒産状態に陥っていない債務者を対象とすると言っても、実際の適用場面で、債務の減免という重大な権利変更が行われるのは、債務者が経済的窮境に陥っている場合に限られるように思われます。そして、このような状況にある債務者が事業再生手続を行う局面だということを前提とすれば、事業再生ADRの対象債権者と同様の範囲、ノンバンク等を含む金融機関等について、正当化根拠としての集団性を観念し得るように思います。

すなわち、必ずしも預金取扱金融機関に限らず、ノンバンクも金融仲介機能を有している点で公共的な役割が期待されており、ノンバンクを含め、これら金融機関等の金融債権が貸し倒れる状況は金融システムに動揺をもたらし、社会経済に与えるダメージが大きいという点で、これらの金融機関等は事業再生の局面にある債務者に対する貸付金等について、経済合理性のある回収を図るべき共通の責任を負うと考えられます。また、事業再生の局面で債権者と事業者との間で債務整理を行うにあたっては個別交渉ではなく、集団的な債務整理手続を行うことによって、全ての金融債権者が経済合理性の認められる債権回収を行うことが可能になるという意味で、これらの金融機関等には、共通の利害が認められます。それから、こういった債権者はプロ債権者として、債務者の信用評価や事業計画に照らした債務減免の必要性・相当性など、事業計画が相当かどうかということを経営者が判断できるだけの専門性を有するという共通性があります。それからもう一つ、事業再生の慣行として、2000年代から二十数年にわたって私的整理によって金融債権のみを減免して事業再生を図るという、一定の規範意識が形成されつつあります。このようなこと



を考え合わせれば、新制度の対象債権者について、事業再生ADRの対象債権者と同様に、金融機関等がある程度広く捉えて、正当化根拠としての集団性を観念することも可能ではないかと考えます。以上です。

【山本座長】 蓑毛先生、ありがとうございます。加藤先生、お願いします。

【加藤委員】 加藤です。少し理論的に考えてみたのですが、なぜ集団性と多数決の結びつきが認められるかという点、集団として行動したり、意思決定をすることが集団全体にとって利益になる場合があるからだだと思います。そのため集団として意思決定をする仕組みがあるほうが、集団にとって利益になり、そのことが集団性によって多数決が正当化されるという意味であると思います。その上で、集団性からこういった内容の意思決定や集団的な行動まで行うことができるかということは、集団性を基礎付ける理由によって相当変わってくると思います。それが水元先生が2番目におっしゃった点であり、金融監督上の責任を負うということから、権利変更という個々の債権者にとっては大きな影響を受けるような行為であっても、そういったものを甘受しなければならない集団なのだという整理が成り立つと考えます。そうしますと、権利変更を受けても甘受すべき集団であるということは、どれくらいの手続保障が要求されるべきか、ということとも連動しており、例えば、非常に狭い預金取扱金融機関だけが利用可能な制度を想定した場合に、今日の前半部分で想定していたような、非常に厳重な手続保障まで本当に必要なのかということは、もしかしたら議論になるかもしれません。事業再生ADRにおいて再建計画を策定する段階で専門家と債権者とのやり取りが行われていることは非常に重要であると考えますが、手続保障としてどれくらい手厚いものを要求するかによって、正当化根拠として権利変更を甘受すべき集団の範囲というものを多少広げることにはできるのではないかと思います。私からは以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。委員の皆様からひとつおりのご意見をいただきましたが、他の委員のお考えを聞いて何かございますか。

感想になってしまいますが、金融機関等の債権者に関する正当化根拠について、債権者の共通の利害関係、あるいは共通の責任を有する債権者としての集団性という観点から議論がされているわけですが、単に金融債権者として共通の性質を有するというだけでは、権利変更の正当化根拠となる集団性が認められるわけではないと思われま。加藤先生にもご指摘いただいたように、なぜ集団性と多数決による拘束力との結びつきが認められるのかという点が重要かと存じます。確かに金融債権者については、業として信用供与を行

う者であったり、経済的に窮境に陥っている事業者の再生に協力すべき一定の義務が認められるという共通項はあるとしても、私的整理の多数決をめぐるこれまでの議論においては、かかる集団性をもって権利変更の正当化根拠と認められるかをめぐり見解が分かれる中、議論がある種の閉塞状況に陥ってきたと思われまふ。そこで、今般の立法に向けた検討にあたっては、こうした状況を打開すべく、法的倒産手続とも事業再生ADRとも異なる、経済・金融政策としての側面を有する第三の制度という位置付けの中で、多数決の拘束力を認めていくということが構想されていると認識しているところです。したがって、法的倒産手続との関係で要求されるような権利変更の正当化を基礎付ける集団性まではなかなか認め難いとしても、あるいは法的倒産手続の場合は債権者に一定の共通性があるとともに債務者が財政危機状態に陥っており、多数決によって導き出された方向で行動することが、その債権者集団全体の利益に繋がるという状況下で多数決が正当化されるわけですが、倒産状態に陥っていない債務者を対象とする今回の新制度においては、このようなロジックのみによって権利変更の拘束力を直ちに正当化することはなかなか難しいとしても、さらに、経済金融政策上の公的責任を負うことから、権利変更を受けてもそれを甘受すべき集団であるということが付加されることによって、権利変更が正当化され得るのではないかという印象を、水元先生および加藤先生のご発言をうかがい、受けたところです。換言すれば、集団性に加えて権利変更を甘受すべき公益的責任を負うことを加味することによって、金融政策としては権利変更を正当化することができるのではないかというところです。これはあくまでも私が個人的に感じたところにとどまりますが、水元先生、お願いいたします。

【水元委員】 座長もおっしゃられたとおり、金融機関一般について、多数決法理が妥当するような団体性を認めることは、なかなか難しいような気がします。そうだとすれば、金融機関に対する政策的な規制ということで、この新制度に参加する責任が金融機関に課され、一定の手続保障を踏まえた認可決定の形成力が反対債権者や不参加債権者を含めて対象金融機関に及ぶ、といった説明のほうが受け入れられやすいのではないかと思います。預金取扱金融機関や、それを補完する公的な金融機関だけが対象であるのならば、多数決法理が妥当するような団体性を認めることもできそうですが、貸金業者などのノンバンクも含めて考えると、金融機関一般に多数決法理が妥当する団体を構想するのはなかなか難しそうです。そうだとすれば、金融機関というのは一般に金融仲介を業として営んでいますから、この点に着目して、一つの規制立法として、新制度への参加責任というものを前

提に説明の仕方を考えていくほうが無難ではないかと思った次第です。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。水元先生も、厳格に銀行等の金融機関に限定するという趣旨ではないですね。

【水元委員】 預金取扱金融機関や、それを補完する公的金融機関に限定するのが一番穏当だと思うのですが、仮にノンバンクまで含めて対象債権者を広げていくのであれば、第二の説明の仕方のほうが有望ではないかという意見です。

【山本座長】 ありがとうございます。方向性としては必ずしも対象債権者の範囲を狭く限定しなければならないという訳ではなく、鐘ヶ江先生あるいは蓑毛先生にご発言いただいたように、説明次第では、ある程度広く認めることもあり得るということですね。理論的な説明としては、水元先生に補足していただいたような方向をベースにして、集団性のみならず、経済金融政策上の責任を加味することにより、権利変更の拘束力を及ぼすことをどこまで正当化し得るかという観点から範囲を決定していくということかと受け止めさせていただきました。鐘ヶ江先生、どうぞ。

【鐘ヶ江委員】 今は、あくまでも現行倒産法を前提に議論していると思っています。現行倒産法では窮境にある債務者に対する債権者について、多数決で他人の権利を制限できるという手続が法定されているけれども、それを離れて、他人の権利を多数決でカットできる仕組みというのはかなり限定されています。例えば、区分所有法を見ても、極めて限定された局面で集団性を根拠に他人の権利の処分を認めているという中で、現行倒産法との関係も考えると、集団性だけを根拠に金融機関等が有する金融債権のカットができるかという、流石に難しいと思います。新制度の対象となる金融機関等は登録や許認可を得て、プロとして与信の供与だったり金融仲介といった機能を果たして、一つの金融システムを構成しているという性質まで、今回の新制度で反対債権者も含めて権利変更することの正当化根拠としては、合わせ技で必要になるのだろうと理解しています。現行倒産法と繰り返し申し上げているのは、金融債権と物やサービスの対価として生じる商取引債権とは性質上、分けることはできるだろうと考えていますが、現行倒産法制を前提とすると、金融債権を集団化の理屈だけで他の債権者と区別して多数決原理で権利のカットができるというのは困難であろうと思います。今回の新制度における債権カットの正当性を考えるにあたっては、金融債権者という主体に着目し、更にそこに公共性だったり、窮境にある債務者の事業の再建に責任を負うべき業務の性質といったものを基礎付けることが必要になってくると思います。さらに、そこに経済・金融的な政策目的がしっかりとあって、初

めて多数決による権利変更の正当化根拠が認められるのであろうという理解をしております。

【山本座長】 ありがとうございます。基本の認識はかなり共通しているような印象を受けました。先ほど来申し上げさせていただいたところとも共通しますが、鐘ヶ江先生もおっしゃったように、既存の法的倒産手続の枠組みで、金融債権という共通性があるからそれをもって直ちに多数決による権利変更が正当化されるという話ではなく、法的手続とは異なる第三の金融政策としての制度として正当化を考えていく。その中では共通の利害関係、あるいは共通の責任を有する集団性プラス、金融機関等については、金融システムを構成する主体という形で一定の公共的責任を負っており、こうした観点を加味することにより、権利変更を正当化することができるのではないか。法的手続における権利変更とは異なるロジックによって、それを正当化することができるというご理解でよろしいでしょうか。

【鐘ヶ江委員】 おっしゃるとおりです。

【山本座長】 ありがとうございます。加藤先生、お願いいたします。

【加藤委員】 ありがとうございます。結局、権利変更の正当化根拠としては、経済的窮境に陥るおそれのある事業者の事業再生に協力すべき公共的義務を観念できる範囲が問題にならざるを得ないと思います。それを考える際に参考になりそうな考え方をご紹介しますのですが、しばらく前に、金融庁のほうで、機能別・横断的な金融規制体系に向けての検討作業が進んでいた中で、金融の機能を分類とした場合、資金供給が一つの軸として挙げられていました。つまり、資金供与を業として行うことに対しては、横断的な規制が必要ではないかということです。そうしますと、資金供与を業として行うものの中で、経済的窮境に陥るおそれのある事業者の事業再生に協力すべき公共的義務というものを、どこまで課することができるか。資金供与という同じ機能を提供している以上、同様の責任を課するという考え方が成り立つ範囲を考える必要があるかもしれません。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。権利変更あるいは権利変更の拘束力を及ぼすことの正当化根拠については、対象債権者の範囲をどこまで広げるかによって、説明の仕方も様々変わってくるという観点を、加藤委員から提示していただきました。これまで論じてきている、事業者の事業再生に協力すべき公益的義務という観点を加味することにより権利変更を正当化するというロジックとの関係では、預金保険法に規定しているような金融機関や政府系金融機関、銀行法の免許を受けている外国銀行については、概ねその説

明が妥当し得るというところでは、見解が一致しているように思います。問題となるのは、それを踏まえてノンバンクあるいは保険会社など、対象債権者の範囲をどこまで広げていくのかということです。その場合について、共通の説明が成り立つのか、あるいは別途正当化根拠が必要となってくるのが鍵になってくるのだらうと思われます。具体的な債権者の範囲との関係について、先生方のご意見はいかがでしょうか。鐘ヶ江先生、お願いします。

【鐘ヶ江委員】 先ほどの経済・金融政策目的というところとの兼ね合いで、どこまで政策目的を広げて主体を捉えられるかということだと思っています。そういう前提で、ノンバンクや保険会社、サービサーは、事業再生ADRでは債権者として手続内に入ることも一般的かと思いますので、かかる慣習を踏まえ、特に事業再生ADRとの手続の連続性、使い勝手を考えると制度としては入れておくべきと考えます。もちろん、理論的に入るべきかどうかというのは、政策目的との兼ね合いになると思います。ただ、窮境にある債務者に対して債権を有していると言える局面では、金融債権者に集団性が認められる余地があると思えるのは先ほどお話ししたとおりです。

【山本座長】 鐘ヶ江先生、ありがとうございます。政策目的との関係で主体をどう捉えるかということから、正当化根拠についてアプローチすることにより、政策目的を広くとらえれば、保険会社やノンバンクなども、対象債権者の枠に入ってくる余地もあり得るとのお考えだと理解させていただきました。ありがとうございます。水元先生、お願いいたします。

【水元委員】 権利変更の正当化根拠の問題とは次元が異なる問題ですが、若干心配になってきたのは、新制度の合憲性が依って立つところの宍戸意見書を見てみますと、結局金融システムの安定化ということが制度の目的とされているのですが、そこでは信用創造というものが中核に捉えられて、金融システムの安定化が語られています。そうしますと、信用創造という機能を担っていないノンバンクなどを含めてしまうことが、宍戸意見書による合憲性との関係でやや心配になったのですが、ここで議論することではないと思うので、コメントに留めさせていただきます。以上です。

【山本座長】 水元先生、ご指摘いただき、どうもありがとうございます。合憲性の問題について、小委員会でもベースとされている宍戸意見書との関係でも、対象債権者の範囲を広げていくと、その根拠に影響を及ぼす可能性があるところのご指摘かと存じます。権利変更の正当化根拠と合憲性の問題の関係をどのように捉えるかにもかかわる問題かと存じ

ますが、いずれにせよ対象債権者の範囲の問題は合憲性の問題にも影響を及ぼし得るとのご指摘はそのとおりかと存じます。鐘ヶ江先生、どうぞ。

【鐘ヶ江委員】 私も宍戸先生の意見書を前提にお話を申し上げているのですが、宍戸先生に、それ以外を排除するご趣旨ではないことをお聞きしたいところではあります。前提として、宍戸先生の「本制度の合憲性」という部分には金融機関「等」が有する金融債権と、そもそも最初から意見の前提は「等」を含めて議論をしておられますので、ご指摘のとおり、意見書の中の信用創造という機能については、すべての金融機関等が行っているわけではないことから、ここに「等」がついていない点は、私も気になりました。ただし、信用創造を行う金融機関のみがご意見の対象となっているわけではないと理解していますので、そういう意味では信用創造機能も含むがそれに限られないと、金融システムについては少し広く解釈することが前提になっていると理解していました。

【山本座長】 ありがとうございます。今、ご指摘があった点も踏まえて、合憲性の問題についても考えていかなければならないということかと存じます。その他に先生方からご意見はございますか。

対象債権者の範囲をめぐることは、具体的には保険会社やサービサーなどの問題もあるかと思いますが、その辺りについて何かご意見がありましたらお伺いできればと存じますが、いかがでしょうか。加藤先生、お願いいたします。

【加藤委員】 債権管理回収業者が持っている債権の取扱いは非常に難しい問題でありつつ、ここを手当てしないと、この制度自体がうまく機能しないのではないかとご指摘が、前回の検討会でもあったと思います。一つの考え方としましては、銀行などが貸付けを行っている債権の内容として、新制度の権利変更の影響を受けるということは、債権の内容になっているのだという解釈をするということが一つ考えられるような気がしております。私からは以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。そのように理解をすれば、サービサー等との関係では、対象となる債権が既に権利変更を受けるという属性を有しているという観点から、権利変更を正当化する方向もあり得るのではないかとご認識でしょうか。

【加藤委員】 はい。

【山本座長】 ありがとうございます。サービサーについては、信用創造機能を担っているわけではなく、これまでご議論いただいてきた正当化根拠がダイレクトに当てはまるとは言にくいところがありますが、対象債権者から貸付債権などを譲り受けている場合

に、新制度の対象債権とすべき必要性というのは強く認められますので、それを踏まえて、何らかの経済金融政策的な見地から正当化根拠を見いだすことができるかが問題になっていくのだらうと思います。水元先生、お願いいたします。

【水元委員】 鐘ヶ江先生と加藤先生がおっしゃられたことと重なるのですが、サービサーが含まれないと、骨抜きの手続になってしまうことは明らかで、穴戸意見書の金融機関等という「等」は、預金取扱金融機関から金融債権を譲り受けたサービサーを含めて、「等」と言っているのではないかという理解も可能ではないかと思った次第です。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。鐘ヶ江先生、どうぞ。

【鐘ヶ江委員】 サービサーは、とても難しいところではありますが、私がどちらかという主体に着目している以上は、金融機関等でない主体に債権譲渡してしまうと新制度の対象とはならないのではないかと思います。ただ、サービサー法の特殊性もあり、弁護士法の特例として大変公共性の高い事業を行うという特殊な会社だということに基づく政策目的もありえますので、そのような会社が譲り受けた金融債権を使って、事業者の再建を妨げる事態は何らかの政策目的で規制したほうがいいのではないかと考えており、それは別に議論が必要だと思います。

もう一つは少し違った観点で申し上げますと、どうしても新制度の範囲から外れてしまう債権譲渡のような行動があり得るとするのは容易に想像がつくところですが、金融機関等が債務者の事業の再建に協力する公共的な義務を政策的に負わされる主体なのであれば、その公共性ゆえに、債務者の窮地に陥った状態で再生手続に関与し、情報の公開も受けてその議論に参加しているところから何も制約なく債権譲渡等で足抜けすることが許されるのかという疑問もあります。政策目的から、債権を譲渡できないという義務を課すことは厳し過ぎるような気もしますが、合理的な理由がないのに得た情報を利用して手続から離脱するための債権譲渡をしていいのだらうかという点は、別の議論としてはあり得るのではないかと考えています。これまであまり議論されていなかったところですが、債権譲渡の局面で金融債権者等はインサイダー的な情報を取得できる地位にありますので、その地位を利用して何も知らない買主に債権を売り付けることができってしまう地位でもあります。債務者の事業再生を妨げるという観点もそうですし、公共性があり手続に反対しても再建計画に拘束される地位を持ちながら債権譲渡でそれを免れられるということに、政策目的から何かしらの規制があってもおかしくないのではないかと思います。制限が強くなりす

ぎると非常に危険なので、そこは慎重な議論が必要なのではないかという問題提起に留めさせていただきたいと思います。

【山本座長】 どうもありがとうございます。ご議論いただきましたとおり、債権管理回収業者についてはなかなか難しいところもございますし、我々の検討会で何か結論を出せるところではございませんが、ご指摘いただいたように様々な問題があるという点については、検討会としてのまとめに反映することができればと存じます。

まだまだ議論は尽きないところですが、時間の関係もございますので、第2の4「新制度と事業再生ADRの関係性についてどのように考えるか」へと移らせていただきます。第4回の経産省の小委員会において、事務局からは、新制度は事業再生ADR等の既存の事業再生の手續に新たな選択肢を与えるものとして、新制度に既存の準則型私的整理手續を前置するのではなく、これと並置させること、そして事業再生ADRから新制度への移行を円滑化するため、基本的な枠組みについては、事業再生ADRを参考に規定することという案が示され議論がなされたところです。こうした議論状況を踏まえて、新制度と事業再生ADRの関係性についてどのように考えるか、ご意見をいただければと存じます。よろしく願いいたします。蓑毛先生、お願いいたします。

【蓑毛委員】 ありがとうございます。この新制度は、そもそも事業再生ADRなどの準則型私的整理手續において、反対債権者がいた場合に計画案が合理的であっても成立しないといった問題意識があって、それを手当てするための制度として議論が始まったと理解しています。そのような議論の経過からしても並置か前置かという問題はありますが、いずれにせよ、事業再生ADRから新制度へうまく接続したり、一体的に利用できるように何か制度を仕組んで運用していくということが重要だと思います。ところが、これまでの議論を踏まえると、必ずしも新制度の対象債権者と事業再生ADRの対象債権者の範囲は一致しないかもしれません。あるいは、まだ、新制度の開始要件は明らかではありませんが、必ずしも事業再生ADRの開始要件と一致しないということがあるように思います。そうであったとしても、新制度を作る際には、今申し上げた手續の移行について十分に考慮し、そういった事ができるような仕組みにすべきだと思いますし、また運用上の工夫が必要になると考えます。まだ具体的に対象債権者の範囲も決まっておらず、開始要件も決まっておらず、具体的にどうこうというわけではありませんけれども、そういった問題意識を申し上げておきます。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。鐘ヶ江先生、お願いいたします。



【鐘ヶ江委員】 ありがとうございます。蓑毛先生がおっしゃったことと共通しますが、事業再生ADRでは、金融機関に加えて、その他相当と認められる債権者ということで、過去の事例としては、取引債権者や親会社の債権などを対象とした手続もあると思います。そこは柔軟性が事業再生ADRの重要な特徴というところもあるので、一致させることは難しかろうと思います。ただ、新制度の運用としては事業再生ADRと全く別の手続ではなく、全員一致を目指してやっているけれどもどうしても賛成が取れない場合に新制度に移行する、もしくは一時停止にどうしても応じてもらえない場合に裁判所の力を借りて一時停止の効果を与えるという使い方が期待されているとは思いますが、そのため、法的に前置というわけではないですが、事業再生ADRを前置して一体的に利用できるかという点を踏まえた運用や、必要であればADR規則の見直し等も検討されるべきと考えます。逆に、今の事業再生ADRで行われている確認や意見という手続を、こちらの新制度にも利用できるようにするという観点もありますので、新法の法令上の規定ぶりとして、確認するのか尊重するのか等々、いろいろな方法について検討が必要かと思えます。

【山本座長】 ありがとうございます。ご指摘いただきましたように、まだ新制度の開始要件や対象債権者の範囲自体も明確に決まっていない状況です。その中で抽象的に論じなければならないことになっていきますが、これまでの議論状況などを見ますと、完全にこれらが一致することにはならない可能性が大きいかと思われれます。本来、この制度は対象債権者全員の合意がうまくいかないときのために、多数決で合理的な再建計画を成立させるという目的のもとで構想されているわけですから、両手続の連携を円滑にしなければならないということは、まさにご指摘のとおりで、今後対象債権者の範囲を確定していく、あるいは手続をより具体化していく中で、既存の事業再生ADRとの円滑な連携のあり方についても、検討していく必要があるというご指摘はもっともなところかと存じます。その他、これらの点について何かございますか。

【水元委員】 連携ということもありますが、もう一つの工夫としては、例えば、新制度と事業再生ADRで対象債権者が一致しない場合に、新制度で拘束できない債権者をどうするか、ということになると思います。例えば、特定調停などを試みるような工夫のあり方、最終的には民事再生法を改正して簡易再生をさらに簡易化するといったような受皿を考えていく方向性もあるのではないかと思います。そういう工夫の余地もあるので、必ずしも新制度と事業再生ADRの対象債権者の一致を目指す必要性はないのかなと思えました。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。時間もだいぶ少なくなっていまいりました。本日は特に重要だと思われる4点についてご意見をお伺いしてまいりましたが、事務局のほうで取りまとめていただいた4つの論点以外に、本制度に関しまして何かございましたら、第3の「その他」としてご意見をいただければと存じます。蓑毛先生、お願いいたします。

【蓑毛委員】 今回、この検討会に加わらせていただいて、新制度について勉強させていただきました。それを踏まえて考えたことを述べさせていただきます。事業再構築小委員会において、憲法の専門家である宍戸先生から、対象債権を金融機関等が有する金融債権に限定して行った場合、最高裁昭和45年12月16日大法廷決定及び最高裁平成14年2月13日大法廷判決を踏まえて、新制度は憲法29条1項2項に違反する点は見られない、また金融機関等の金融債権と、商取引債権を含むその他の債権との間で異なる取り扱いをすることは合理的な根拠があつて、新制度は憲法14条1項に反しないという見解が示されたことは、大変意義深いことだと考えております。このことは今回の小委員会や、この検討会の議論とは別の話だと承知しておりますけれども、金融機関等の金融債権のみを対象とする法的倒産手続の創設、これは、かつて議論され、憲法上の問題を乗り越えられないのではないかということで断念した経緯があるものですが、これが理論的に可能となるものだと理解しています。具体的に、どういった法的倒産手続が考えられるかという点、今回の新制度では、担保権についての変更は予定されていませんが、担保権の処理も含めて合理的な権利調整を行って事業再生を図る必要があるようなもの。かつて特定会社更生手続の創設ということが議論されたわけですが、こういったものが考えられます。また、中堅企業よりも規模が小さい企業は、費用面で、事業再生ADR同様の手続を伴う今回の新制度を利用することが、事実上困難だと思います。このような企業でも利用できるような、金融機関等の金融債権を対象として多数決による権利変更を可能とする法的倒産手続、いわば特定民事再生手続が考えられると思います。昨今、中小企業・零細企業の破産が急激に増えているという状況があり、必ずしも、既存の法的倒産手続と私的整理手続だけでは、経済的窮境に陥った中小企業等の事業再生の受皿として十分ではないということが考えられますので、金融機関等の金融債権のみを対象とした法的倒産手続を創設することには意義があると、私は考えております。そういった意義があるか、制度を創設する立法事実があるかといったことについては、様々な意見があるというふうに承知しておりますので、そういったことも含めて、今後の議論がなされることを望みます。以上

です。

【山本座長】 蓑毛先生、ありがとうございました。鐘ヶ江先生、お願いします。

【鐘ヶ江委員】 ありがとうございます。蓑毛先生にご紹介いただきました特定会社更生手続に関する議論には私も賛成で、そこに付け加える点は特にありません。もう1点、現行の倒産法制では、手続全体を裁判所が監督し続けることが特徴とされているわけですが、新制度は政策目的を前提としつつも、私的整理の必要な部分に裁判所に関与していただき、手続途中の適正さには第三者機関の関与によって担うという形の、裁判所による私的整理への新しい関与の仕方を制度として内包していると思っています。そのため、新制度を一步進めて、一時停止や計画の認可というところに裁判所に関与していただき、手続の遂行については第三者機関により適正な手続が行われたことを裁判所が後見的に判断する、このような私的整理に対する裁判所の新しい関与ということも、今後、議論されるのではないかと期待をしています。私的整理にも裁判所が関与でき、合わせて法的手続も利用しやすくすることにより、事案に応じて裁判所の関与が柔軟に選べるということにより、地方企業や中小企業の再建もし易くなるのではと思います。我が国の廃業率及び開業率という、企業の新陳代謝を示す数字は先進国の中で著しく低いままになっている部分に対して、私的整理も法的手続もフル活用して開業率・廃業率を高め、できるだけ効率的な事業を新しく生み出して、人材も非効率なところに貼り付けておかないで効率的な産業に割り振れるようにするための制度を、いろいろな形で作るきっかけになると良いなと思っています。以上です。

【山本座長】 鐘ヶ江先生、ありがとうございました。水元先生、どうぞお願いします。

【水元委員】 少し話から逸れてしまうかもしれませんが、先日某新聞を見ていたら、新制度というのは、ドイツのStaRUGの制度を下敷きにしているという書きぶりがありました。私の理解するところだと、StaRUGの制度は、開始決定はないとはいえ事件が裁判所に係属し、認可決定の段階とはいえ倒産原因が裁判所によって確認されるということで、倒産法と連続性のある制度になっております。ところが今回の新制度というのは、事件が裁判所に係属するというものもないし、倒産原因がどこかの手続段階で裁判によって確定されるわけでもないという意味では、理論的にはStaRUGとは違う制度です。したがって、新制度においては、権利変更の正当化根拠は倒産法との連続性からではなく、別のロジックで考えざるを得ないと考えております。

【山本座長】 ドイツにおける制度との比較法的な観点についても、貴重なご指摘をい

ただき、ありがとうございます。他にございませんか。それでは本日の討議は以上とさせていただきます。

今後の進め方についてですが、本検討会は、次回の第3回で最終回を予定しており、最終的な取りまとめに向かいたいと思っております。そこで、取りまとめの原案を作成していかねばなりません、これまでの議論も踏まえ、原案の作成については座長に一任していただくことを前提に、事務局に作業を進めていただき、第3回検討会までの間に、作成した取りまとめ原案について皆様からご意見をお伺いし、それを反映させる形で進めていければと考えておりますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは事務局には、今申し上げたような形で取りまとめ原案の作成を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第2回検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —